

令和3年6月28日

第107回 神戸市個人情報保護審議会

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯
生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外
の低所得の子育て世帯分）事業の実施に
伴う住民基本台帳情報等の利用について

（こども家庭局）

神こ家第 1683 号
令和 3 年 6 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
児童手当データの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
児童手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【児童手当受給者情報】

○受給者に関する情報

事業コード
福祉個人番号
資格オカレンス
福祉履歴番号
行政区
dt_資格喪失日
dt_他区転出日
ym_支給停止年月
dt_支給停止解除日
ym_支給開始年月
認定番号
資格喪失事由コード
宛名個人番号
宛名履歴番号
分室区分
処理ステータス
DV区分

○対象児童に関する情報

事業コード
福祉個人番号
資格オカレンス
児童オカレンス
児__福祉個人番号
児__履歴番号
ym_対象開始年月
ym_対象終了年月
要件終了年月
処理ステータス

○支払実績情報

事業コード
福祉個人番号
年月

実績オカレンス
ファイル区分
支払年月
無効区分
支払区分
総児童数
金額

○振込口座情報

福祉個人番号
口座オカレンス
金融機関コード
支店コード
口座種別
口座番号
HK_口座名義人
ゆうちょ支店コード1
ゆうちょ支店コード2
ゆうちょ支店コード3
ゆうちょ口座種別1
ゆうちょ口座番号1
金融機関コード
HK_金融機関名
金融機関コード
支店コード
HK_支店名

神福障福セ第 565 号
令和 3 年 6 月 2 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
特別児童扶養手当データの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局障害者福祉センター

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
特別児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【特別児童扶養手当受給者情報】

○受給者に関する情報

行政区

受給者住基個人番号

受給者住登外フラグ

受給者漢字氏名

受給者カナ氏名

受給者郵便番号

受給者住所

受給者生年月日

抽出条件

証書番号

養育要件

廃止

○対象児童に関する情報

児童住基個人番号

児童住登外フラグ

児童漢字氏名

児童カナ氏名

児童郵便番号

児童住所

児童生年月日

児童同別居区分

○振込口座情報

金融機関コード

金融機関名称

金融機関支店コード

金融機関支店名称

口座種別

口座番号

口座名義人

神行住第654号
令和3年6月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局住民課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

版数

世帯番号

住民種別 CD

住民状態 CD

氏名カナ

氏名

AL 氏名カナ

AL 氏名

通称名カナ

通称名

性別 CD

生年月日

住所名称

方書名称

郵便番号

世帯主氏名カナ

世帯主氏名

事実上の世帯主氏名

続柄 CD

住民年月日

本来の住民日

DV フラグ

DV 申請年月日

DV 決定年月日

DV 終了年月日

神行税市第 1669 号
令和 3 年 6 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
課税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局税務部市民税課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【課税情報】

○税個人情報

DB区分

住基個人番号

賦課年度

税世帯番号

続柄1

続柄2

続柄3

税名寄先宛名番号

扶養否認コード

扶養義務者宛名番号

○税情報

DB区分

住基個人番号

調定年度

区コード

整理番号

整理番号履歴

賦課年度

非免減コード

移譲後__差引額__市民税

移譲後__差引額__県民税

神福保第号 1080 号
令和 3 年 6 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
生活保護受給者情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：福祉局保護課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給者情報】

福祉個人番号

福祉履歴番号

DB区分

住基個人番号

履歴番号

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施について

1. 趣旨・概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。また、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)給付事業が全国的に実施されることとなった。

給付金の支給時期については、厚生労働省子ども家庭局長通知(令和3年5月28日付、子発 0528 第1号「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」)において発出された同特別給付金支給要領において「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。」とされているため、本市においては7月末の支給を予定している(申請を要する対象者を除く)。

2. 事業概要

(1) 対象者

対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満))の養育者であって、以下のいずれかに該当する者

- ① 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

(2) 支給額

児童1人あたり一律5万円

(3) 申請手続き

I 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度の住民税均等割が非課税である者(対象者数:約18,400人)

- ・申請手続き不要。
- ・本市から対象者に対して支給に関する案内文の送付を行い、児童手当又は特

別児童扶養手当で指定されている口座に振り込むことにより支給する。

※支給予定 7月末又は8月末

(児童手当の対象児童及びその兄弟姉妹に関する支給分は7月末、それ以外は8月末の支給)

II 令和3年4月から令和4年2月末までに出生した新生児の児童手当等受給者等であり、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（対象者数：約1,200人）

- ・申請手続き不要。
- ・対象者の児童手当等の認定及び非課税情報が確認出来次第、本市から対象者に対して支給に関する案内文の送付を行い、児童手当等で指定されている口座に振り込むことにより支給する。

※支給予定 8月以降毎月末

III I、II以外の者（対象者数：約3,400人）

- ・申請手続き必要。

【Ⅲの分類】

Ⅲ-1 16歳～18歳年度末年齢の児童のみを養育し、令和3年度分の住民税均等割が非課税者である者

- ・対象者に対して、給付金支給の勧奨のため申請書等を送付する。

※送付時期 9月（予定）

申請期間 令和3年7月～令和4年2月

受付方法 郵送

支給予定 申請後1～3か月程度

Ⅲ-2 家計急変者等

- ・家計急変者など個別に把握が困難な対象者に関しては、ホームページや広報紙で周知し、ホームページから申請書をダウンロードできるようにするだけでなく、申出者には申請書を送付する。

※申請期間 令和3年7月～令和4年2月

受付方法 郵送

支給予定 申請後1～3か月程度

3. 事務の流れ

【Ⅰ・Ⅱ】

- ①～③ 福祉情報システム受託業者にて、児童手当受給者情報、特別児童扶養手当受給者情報、令和3年度住民税均等割課税情報、住民基本台帳情報、生活保護受給者情報をもとに対象者情報を抽出する。あわせて外字対応のために住民基本台帳情報を使用し、送付先宛名データを作成する。データは全庁ファイルサーバに格納する。
- ④～⑧ 事務受託業者に対象者情報及び送付先宛名データを USB で共有し、ひとり親給付金支給対象者との重複チェック等を行い、対象者リストを更新する。その後宛名を印字し、対象者に送付する。
- ⑨ 給付金の辞退の申し出があった場合は、事務受託業者が受け付け、本課に辞退者の連絡を行う。
- ⑩～⑭ 辞退者等を除いた対象者リストをもとに福祉情報システム受託業者にて支払いデータを作成し、パソコンバンクサービスで、金融機関へ伝送する。
- ⑮ 事務受託業者のコールセンター業務のため対象者情報を USB で共有する。
- ⑯ 事務受託業者より、対象者情報の利用情報報告を受ける。

【Ⅲ】

- ①～③ 福祉情報システム受託業者にて、児童手当受給者情報、特別児童扶養手当受給者情報、令和3年度住民税均等割課税情報、住民基本台帳情報、生活保護受給者情報をもとに申請勧奨対象者情報を抽出する。あわせて外字対応のために住民基本台帳情報を使用し、送付先宛名データを作成する。データは全庁ファイルサーバに格納する。
- ④ 事務受託業者に対象者情報及び送付先宛名データを USB で共有する。
- ⑤～⑦ 事務受託業者にて宛名ラベルを作成し、案内文・申請書を対象者に送付する。
- ⑧⑨ 事務受託業者にて、申請書の受付・審査を行う。
- ⑩ 事務受託業者にて、審査結果データを作成する。また、児童手当等認定者以外のもものは口座情報等を有していないため、支払先口座の情報を事務受託業者が入力する。
- ⑪⑫ 審査結果データから、すでに支給済みの対象者及びひとり親給付金支給対象者との重複チェックを行い、対象者リストを更新する。更新した対象者リストは、事務受託業者から USB で共有する。
- ⑬ 福祉情報システム受託業者にて、対象者リストの課税情報チェックを行う。
- ⑭～⑯ 更新した対象者リストを事務受託業者に USB で共有し、事務受託業者に

て支給・不支給決定通知書を作成し、対象者に送付する。

- ⑰～⑲ 福祉情報システム受託業者にて、審査結果データから、支払データを作成し、パソコンバンクサービスで、金融機関へ伝送する。
- ⑳ 事務受託業者より、対象者情報の利用情報報告を受ける。

4. 効果

支給対象者のうち本市で情報を保有する約 20,000 人について、児童手当受給者データや課税情報等を利用することにより、給付対象者リストの作成、案内文の送付、申請勧奨、支払及び支払状況の管理、申請の審査受付を正確かつ迅速に行うことができる。

5. 実施計画（予定）

令和 3 年 7 月上旬	I 案内送付 III 申請受付開始
7 月末	I 支給
8 月上旬	I の残り と II に案内送付
8 月末	I の残り と II、III に支給 ※翌月以降も審査完了した対象者に月末支給
9 月上旬	III-1 へ申請案内送付

6. 処理件数

対象者数 約 23,000 人

7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ア PC 統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、操作の状況を記録する。
- イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入された PC 統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ア. データの提供は、電子記録媒体（CD、または USB メモリ）にパスワードを設

定した上で、直接手渡しする。課をまたぐ場合は、提供課において受払簿により経緯を記録して適切に管理する。

イ. ア. のデータの提供後は、直ちに受領側において全庁ファイルサーバにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、電子記録媒体からは直ちにデータを消去する。

ウ. 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。

エ. 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

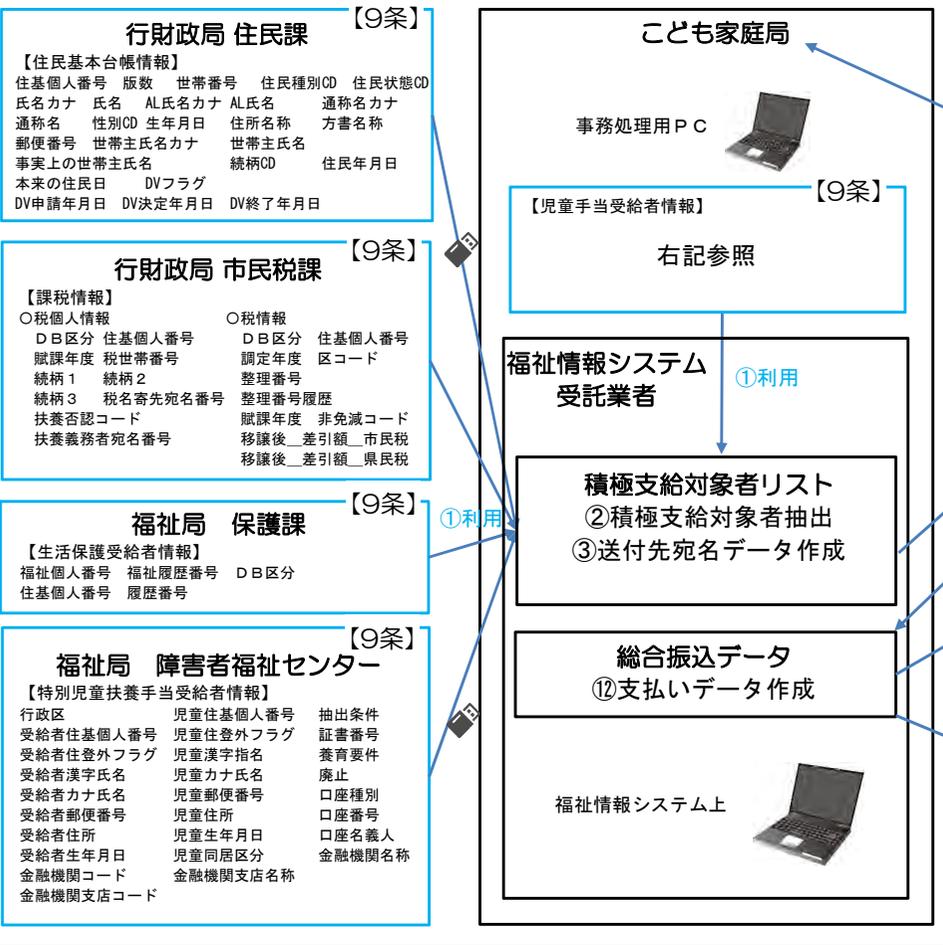
業務の外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

委託先に対してデータを提供する際は、情報管理者の許可を得たうえで、パスワードによる情報漏えい対策を施し、USB によって提供する。

委託先に提供したデータは、事業終了後、速やかにデータシュレッダー処理などの方法で、記録されたデータの内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。

■低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業【I・II 積極給付の方(申請不要な方)】

【神戸市】



📁 = 電子記録媒体

- 【児童手当受給者情報】**
- 受給者に関する情報
 - 事業コード 福祉個人番号
 - 資格オカレンス
 - 福祉履歴番号
 - 行政区
 - dt_資格喪失日
 - dt_他区転出日
 - ym_支給停止年月
 - dt_支給停止解除日
 - ym_支給開始年月
 - 認定番号
 - 資格喪失事由コード
 - 宛名個人番号
 - 宛名履歴番号 分室区分
 - 処理ステータス DV区分
- 対象児童に関する情報
- 事業コード 福祉個人番号
 - 資格オカレンス
 - 児童オカレンス
 - 児_個人番号
 - 児_履歴番号
 - ym_対象開始年月
 - ym_対象終了年月
 - 要件終了年月
 - 処理ステータス
- 支払実績情報
- 事業コード 福祉個人番号
 - 年月 実績オカレンス
 - ファイル区分 支払年月
 - 無効区分 支払区分
 - 総児童数 金額
- 振込口座情報
- 福祉個人番号
 - 口座オカレンス
 - 金融機関コード
 - 支店コード
 - 口座種別
 - 口座番号
 - HK_口座名義人
 - ゆうちょ支店コード1
 - ゆうちょ支店コード2
 - ゆうちょ支店コード3
 - ゆうちょ口座種別1
 - ゆうちょ口座番号1
 - 金融機関コード
 - HK_金融機関名
 - 金融機関コード
 - 支店コード
 - HK_支店名

④・⑪・⑮共有データ内容

【児童に関する情報】

福祉個人番号 住基個人番号 漢字氏名
カナ氏名 郵便番号 居所住所 生年月日

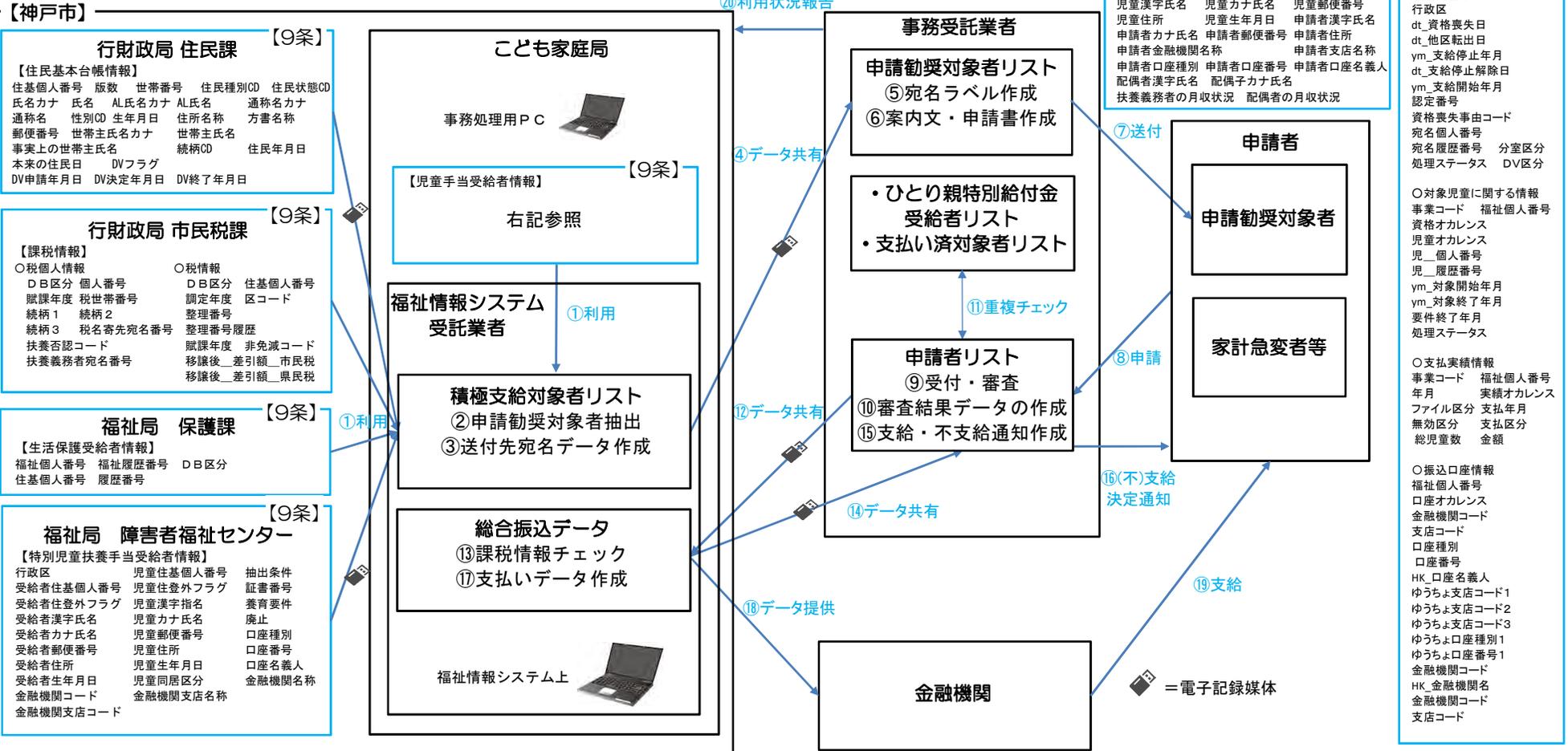
【受給者に関する情報】

福祉個人番号 住基個人番号 漢字氏名
カナ氏名 郵便番号 居所住所 同居区分

⑬提供データ内容

銀行番号 支店番号 預金種目 口座番号
口座名義人(分) 送付先カナ氏名 送付先氏名
生年月日 送付先郵便番号 支給対象児童数

■低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)事業【Ⅲ 申請給付の方】



④・⑫・⑭共有データ内容
【児童に関する情報】
福祉個人番号 住基個人番号 漢字氏名
カナ氏名 郵便番号 居所住所 生年月日
【受給者に関する情報】
福祉個人番号 住基個人番号 漢字氏名
カナ氏名 郵便番号 居所住所 同居区分

⑯提供データ内容
銀行番号 支店番号 預金種目 口座番号
口座名義人(加) 送付先カナ氏名 送付先氏名
生年月日 送付先郵便番号 支給対象児童数